

記載例（転勤）

1 転勤、再就職等による異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

2 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。
ただし、特別徴収継続の場合を除きます（地方税法第三百二十一条の五第二項ただし書後段・地方税法施行規則第九条の二十三）。

給 与 支 払 報 告 書
特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

[illegible]

年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
3 ウジ 事 に当たっては、 右詰めで記載	特別徴収義務者 指 定 番 号	△ △ △ △ △ △ △	
	宛 名 番 号	△ △ △ △ △	
	担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話	総務課 給与係 総務 二郎 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線 (1111)
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
2 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 転勤 3. 休職(育休・他) 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (支払少額・不定期)	1 右から 番号を 記入※ 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) ※ 記入がない場合は普通徴収となります。	

※ 決定・変更通知の発送は届出書を受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っておりません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。

1. 特別徴収継続の場合																						
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号	△ ○ △ ○ △ ○ △ (新規)						個人番号 又は法人番号	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	新しい勤務先へは、月割額 6,600 円を				
	所 在 地	〒○○○-△△△△ 江東区大島10-1-1							担当 者連 絡先	所属	経理課 給与係							11 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※				
	フリガナ	マルバツコウギョウ								氏名	経理 二郎											
	氏名又は名称	株式会社 ○×工業								電話	03-○○○○-○○○○ 内線（ ）											
									受給者番号※		1 2 3 4 5 A B							納入書の要否 （新規の場合のみ記載）			右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要 （ネットバンキング等利用）

※ 給与と所得者（本人）の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、	
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	右から番号を記入 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市 区 町 村 記 入 欄			現年度	新年度
理 由	右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		/ 令公 / 納税連絡 / 控送 / 先送（特・普）			

【提出・問合せ先】 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 総務部 課税課 03-5662-1008・1009